

投資家の皆様へ

国立大学財務・経営センターについて

CUFM

独立行政法人
国立大学財務・経営センター





目次

1. 当センターの概要		3	5. 財務内容		25
■ 国立大学財務・経営センターの概要		4	■ 会計処理上の特徴		26
■ 設置の目的		5	― 貸借対照表		27
■ 国立大学等の法人化の状況		6	(平成27年3月31日現在)		
■ 当センターと国との主な関係(1)(2)		7	― 損益計算書		28
			(平成26年4月1日～平成27年3月31日)		
2. 事業の概要		9	― キャッシュ・フロー計算書		29
■ 施設整備勘定の事業内容(1)～(7)		10	(平成26年4月1日～平成27年3月31日)		
			― 行政サービス実施コスト計算書		30
3. 中期目標と中期計画の概要(1)(2)		17	(平成26年4月1日～平成27年3月31日)		
4. 国立大学財務・経営センターの状況について		20	6. 資金調達		31
■ 国立大学財務・経営センターを巡る改革の経緯		21	■ 資金調達の仕組み		32
■ 国立大学財務・経営センターと大学評価・学位		22	(平成27年度予算)		
授与機構の統合			■ センター債券の特徴／商品性		33
■ 大学改革支援・学位授与機構の創設		23	■ 財投機関債について		34
			7. お問い合わせ先		35

国立大学財務・経営センターについて

CUFM

独立行政法人
国立大学財務・経営センター

債券の商品性 (P.33)

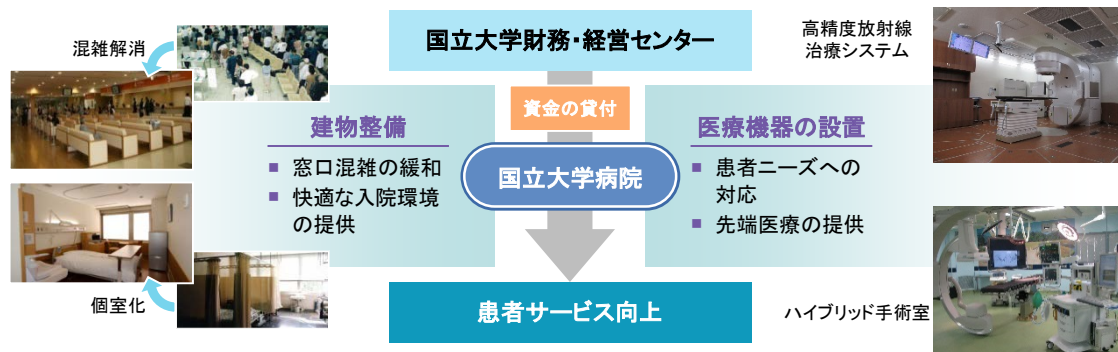
- 年1回の発行
- 格付 R&I / AA (取得予定)
- BISリスクウェイト 10%
- 一般担保付

信用力のポイント

- 国立大学等における教育・研究の振興を財務面より支援する政策執行機関
- 全額政府出資
- 施設整備勘定において、費用と収益の差が損失となった場合は、積立金取崩により損益が均衡する仕組み
- 独立行政法人改革の一環として、平成28年4月1日に同じ文部科学省所管の大学評価・学位授与機構と統合し、「大学改革支援・学位授与機構」となるが、施設費貸付事業等センターの事業は引き続き新法人に承継

地域医療及び 教育への貢献

- 地域医療における「先進医療の提供と、地域の急性期医療対応」の為に施設及び設備整備支援
- 我が国の教育分野において重要な役割を担う国立学校法人に対する施設及び設備整備支援





1. 当センターの概要

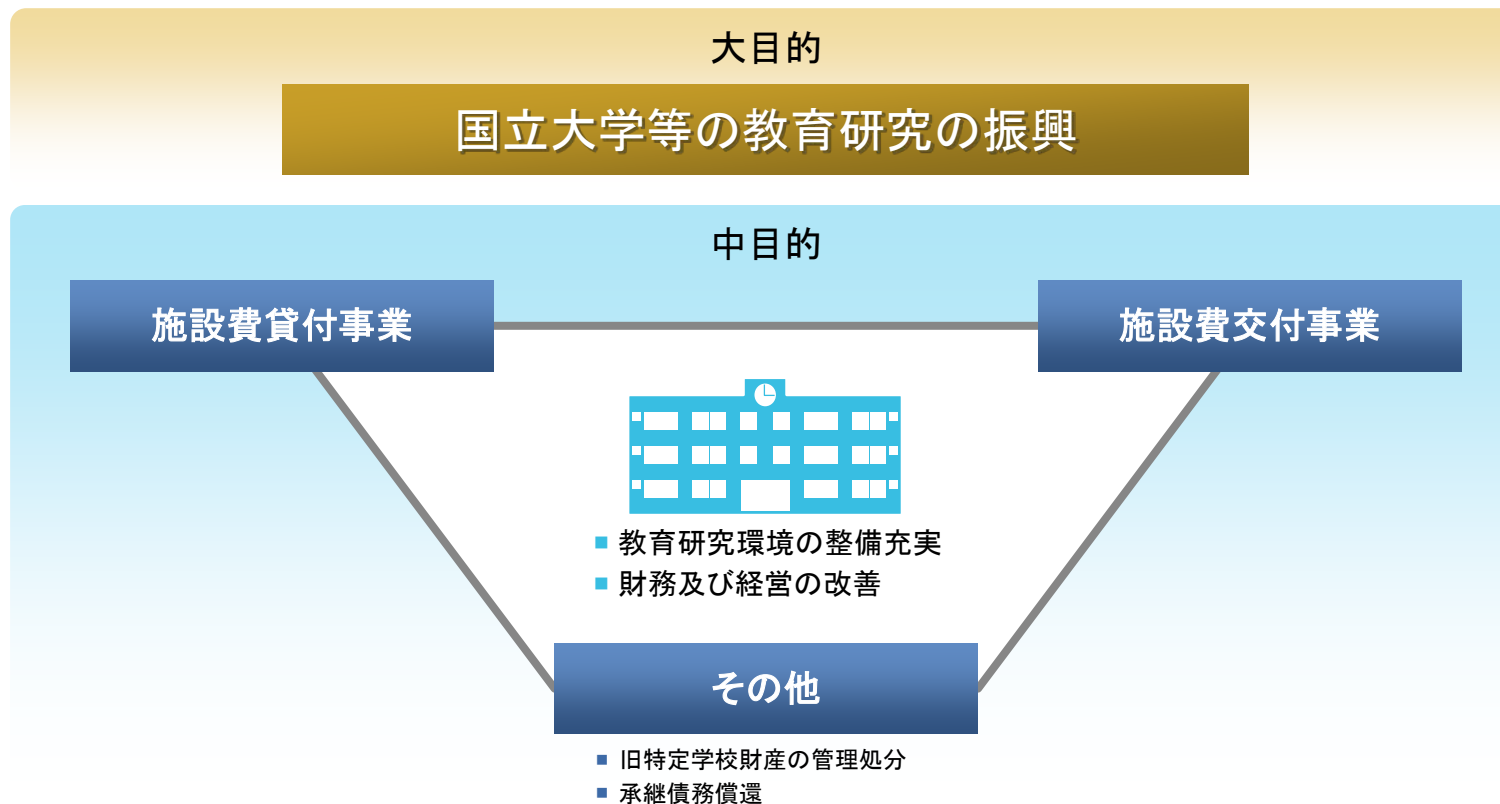


国立大学財務・経営センターの概要

設立	平成16年4月1日
根拠法	独立行政法人国立大学財務・経営センター法 (平成15年7月16日法律第115号)
沿革	平成 4年7月 国立学校財務センター設立(国直轄の機関) 平成15年7月 独立行政法人国立大学財務・経営センター法公布 平成16年4月 独立行政法人国立大学財務・経営センター設立
主務省	文部科学省
資本金	13億7,156万円(平成27年3月31日現在)(全額政府出資)
役職員数	23人 ^{注1} (平成27年12月現在)

注1: 非常勤役員2名を含む定員を表します

設置の目的



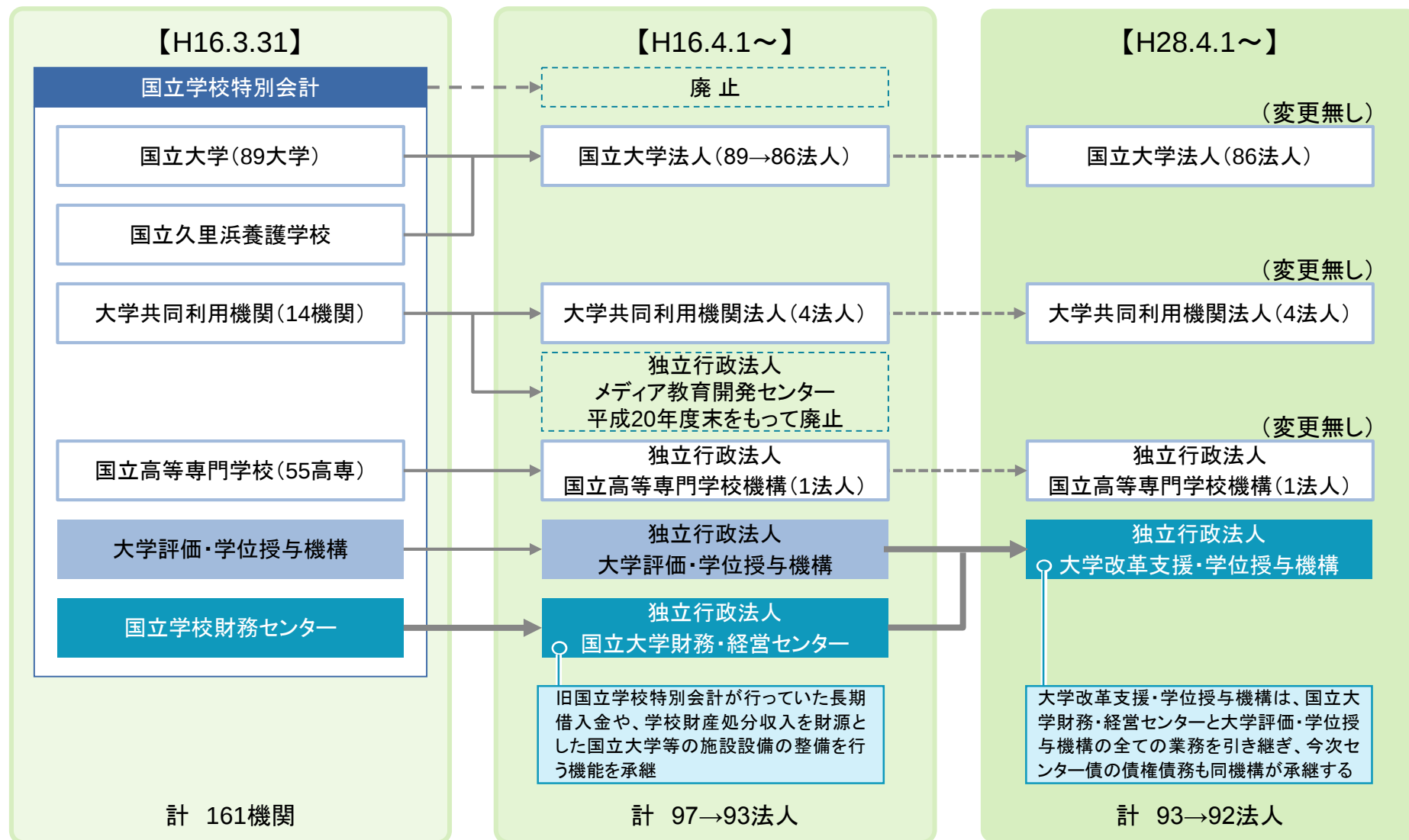
■ 独立行政法人国立大学財務・経営センター法（抄）

（センターの目的）

第3条 独立行政法人国立大学財務・経営センター（略）は、国立大学法人（略）、大学共同利用機関法人（略）及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校（以下「国立大学等」という。）における教育研究の振興に資することを目的とする

※ 灰色の記載箇所については、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）等により、事業廃止となっております

国立大学等の法人化の状況





当センターと国との主な関係(1)

役員の任命・解任

- 当センターの理事長及び監事は、文部科学大臣が任命・解任します
- 理事は理事長が任命・解任しますが、その時は遅滞なく文部科学大臣に届け出るとともに公表しなければならないとされています

中期目標・中期計画

- 文部科学大臣は3年以上5年以下の期間（当センターにおいては平成26年4月から平成31年3月までの5年間）において当センターが達成すべき業務運営に関する目標（＝中期目標）を定め、これを当センターに指示するとともに公表しなければならないとされています
- 当センターは中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画（＝中期計画）を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないとされています

施設費貸付事業・ 施設費交付事業

- 国の定める施設整備計画に従った国立大学法人等の施設整備を実施するため、当センターは文部科学大臣の定めるところにより、施設費貸付事業・施設費交付事業を行うこととされています

長期借入金・債券発行

- 当センターは、施設費貸付事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて長期借入金をし、又は債券を発行することができることとされています



当センターと国との主な関係(2)

業務の実績評価	当センターは、各事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績について、文部科学大臣の評価を受けなければならないとされています
中期目標の期間の終了時の検討	文部科学大臣は、中期目標の期間の終了時において、当センターの業務の継続又は組織存続の必要性その他業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされています
財務諸表	- 当センターは毎事業年度、財務諸表を作成し文部科学大臣の承認を受けなければならないとされています - 財務諸表は、文部科学大臣が選任した会計監査人の監査を受けなければならないとされています
財源措置	文部科学大臣は、予算の範囲内において、当センターの業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができることとされています。
会計検査	当センターに対しては、会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています



2. 事業の概要

施設整備勘定の事業内容(1)

当センターは、センター法第14条及び附則第11条第4項により、一般勘定と施設整備勘定に経理を区分しています

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日、閣議決定)」を踏まえ、平成24年度以降は施設整備勘定において、次の事業を実施しています

1 施設費貸付事業

- 事業の対象: 国立大学法人附属病院(42法人)
- 事業の目的: 附属病院の整備に必要な資金の貸付
- 貸付の財源: ① 財政融資資金からの借入金
② 独立行政法人国立大学財務・経営センター債券の発行により調達した資金

2 承継債務償還

- 国立大学法人の法人化に伴い、旧国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務を、センターが一括して承継することで、財務省への債務償還手続きを一本化
- 全国各地に点在する43の国立大学法人に対し、納付額等の通知を行っています。回収率は100%となっております

3 施設費交付事業

- 事業の対象: 国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構(90法人)
- 事業の目的: 各法人の施設の整備に必要な資金の交付
- 交付の財源: ① 廃止前の国立学校特別会計から継承した特定学校財産・積立金等の財産
② 各法人の不要財産処分収入の一定割合

4 旧特定学校財産の管理処分

- 旧特定学校財産とは、旧国立学校設置法に規定されていたもので、国立学校財産のうち、移転、施設の高層化等により不要となった土地等の処分収入額が100億円を超える財産のうち、文部科学大臣が財務大臣と協議して指定した財産のことです
- センターは、これらを管理・処分するとともに、得られた収入は「3.施設費交付事業」の財源に充当することで、各法人へ還元するという役割も果たしています

施設整備勘定の事業内容(2)

1 施設費貸付事業

- 国立大学法人に対し、附属病院の施設又は設備の整備に必要な資金の貸付けを行っています
- 貸付金の財源は、財政融資資金からの借入金及び財投機関債により調達した資金です
- 国立大学法人の附属病院は、42国立大学法人に45病院設置されています

ハイブリッド手術室システム(福井大学) 外来診療棟(千葉大学)



新病棟(C棟)(鹿児島大学)



磁気共鳴画像診断システム(三重大学)



国立大学附属病院一覧

	大学名	附属病院名
1	北海道大学	大学病院
2	旭川医科大学	病院
3	弘前大学	医学部附属病院
4	東北大学	大学病院
5	秋田大学	医学部附属病院
6	山形大学	医学部附属病院
7	筑波大学	大学附属病院
8	群馬大学	医学部附属病院
9	千葉大学	医学部附属病院
10	東京大学	医学部附属病院 研究所附属病院
11	東京医科歯科大学	医学部附属病院 歯学部附属病院
12	新潟大学	医歯学総合病院
13	富山大学	大学附属病院
14	金沢大学	大学附属病院
15	福井大学	医学部附属病院
16	山梨大学	医学部附属病院
17	信州大学	医学部附属病院
18	岐阜大学	医学部附属病院
19	浜松医科大学	医学部附属病院
20	名古屋大学	医学部附属病院
21	三重大学	医学部附属病院

	大学名	附属病院名
22	滋賀医科大学	医学部附属病院
23	京都大学	医学部附属病院
24	大阪大学	医学部附属病院 歯学部附属病院
25	神戸大学	医学部附属病院
26	鳥取大学	医学部附属病院
27	島根大学	医学部附属病院
28	岡山大学	大学病院
29	広島大学	大学病院
30	山口大学	医学部附属病院
31	徳島大学	大学病院
32	香川大学	医学部附属病院
33	愛媛大学	医学部附属病院
34	高知大学	医学部附属病院
35	九州大学	大学病院
36	佐賀大学	医学部附属病院
37	長崎大学	大学病院
38	熊本大学	医学部附属病院
39	大分大学	医学部附属病院
40	宮崎大学	医学部附属病院
41	鹿児島大学	大学病院
42	琉球大学	医学部附属病院

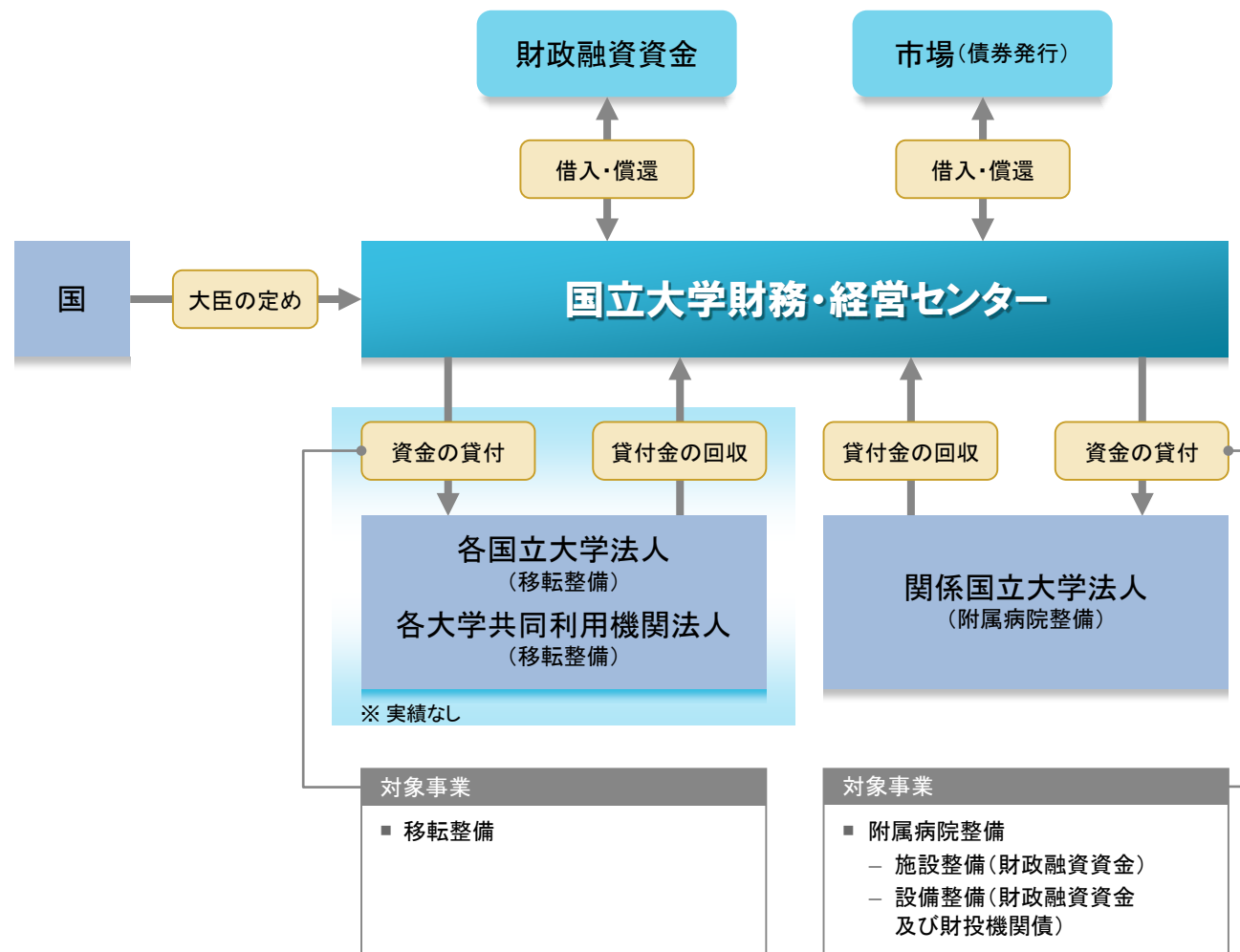
施設整備勘定の事業内容(3)

施設費貸付事業の仕組み

- 国立大学法人等を対象として、附属病院整備等に必要な資金の貸付けを行っています
- 国の定める施設整備計画に従い整備を実施するため、貸付先は文部科学大臣が定めます(国の施設整備費補助金を補完するものであり、附属病院整備のうち施設整備については総事業費の1割を国が補助金として交付、9割をセンターが貸付)
- 貸付財源は、以下の2つとなります
 - ① 財政融資資金からの借入金
 - ② 債券発行により調達した資金

貸付メニュー

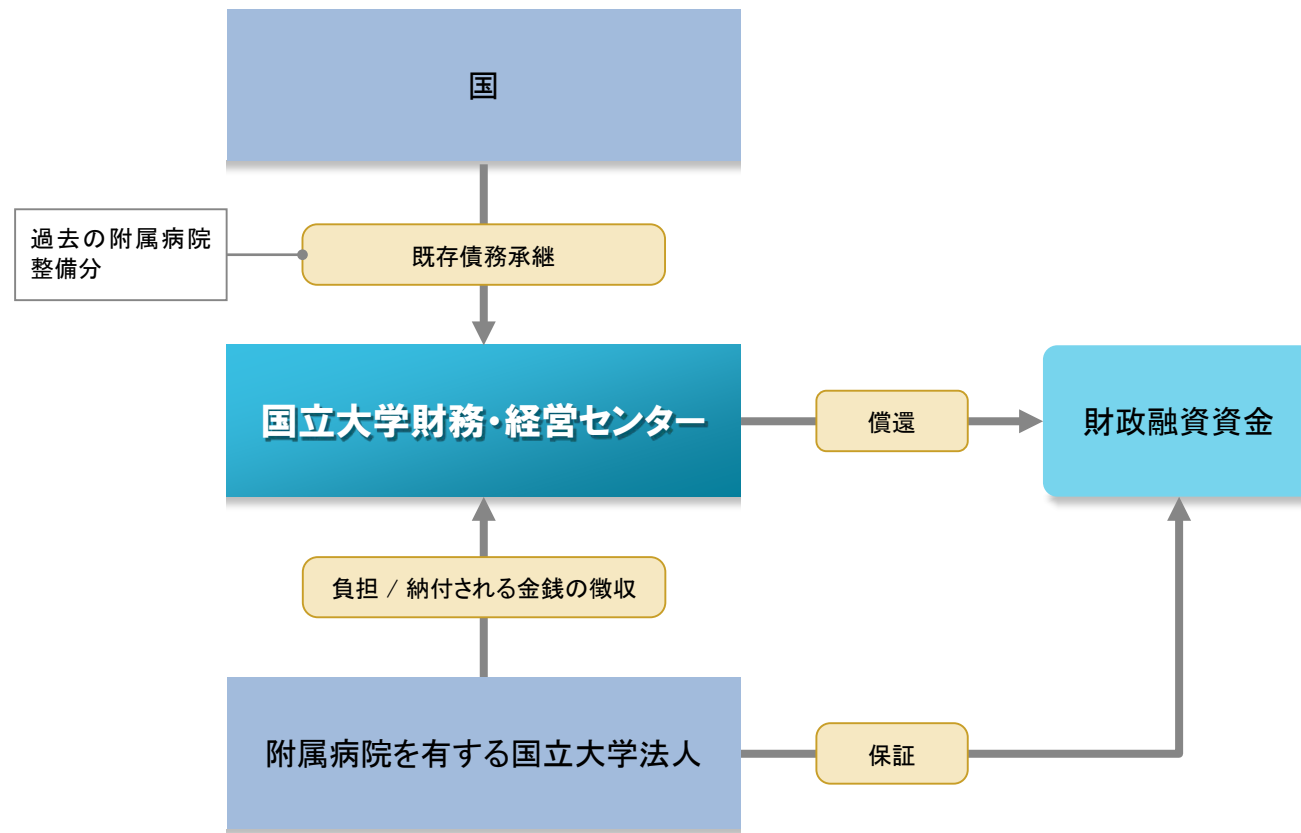
区分	貸付	据置	償還	利率
施設整備	25年	5年	20年	財投同率
設備整備	10年	1年	9年	財投+上乗



施設整備勘定の事業内容(4)

2 承継債務償還

- 当センターは廃止前の国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務を一括して承継しています
- 償還財源は、文部科学大臣が定める国立大学法人が、当センターに対し、文部科学大臣が定める額を負担することとされています
- 当センターはこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行っています
- 債務を負担する国立大学法人は、センターが一括して承継した債務に保証を差し入れています



施設整備勘定の事業内容(5)

3 施設費交付事業

- 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、施設整備に必要な資金の交付を行っています

区分	法人数
国立大学法人	85法人
大学共同利用機関法人	4法人(16研究所)
国立高等専門学校機構	1法人(51学校)

大学会館屋上防水改修(福島大学)



研修施設洗面所工事(松江高専)



外壁工事(奈良女子大学)



施設整備勘定の事業内容(6)

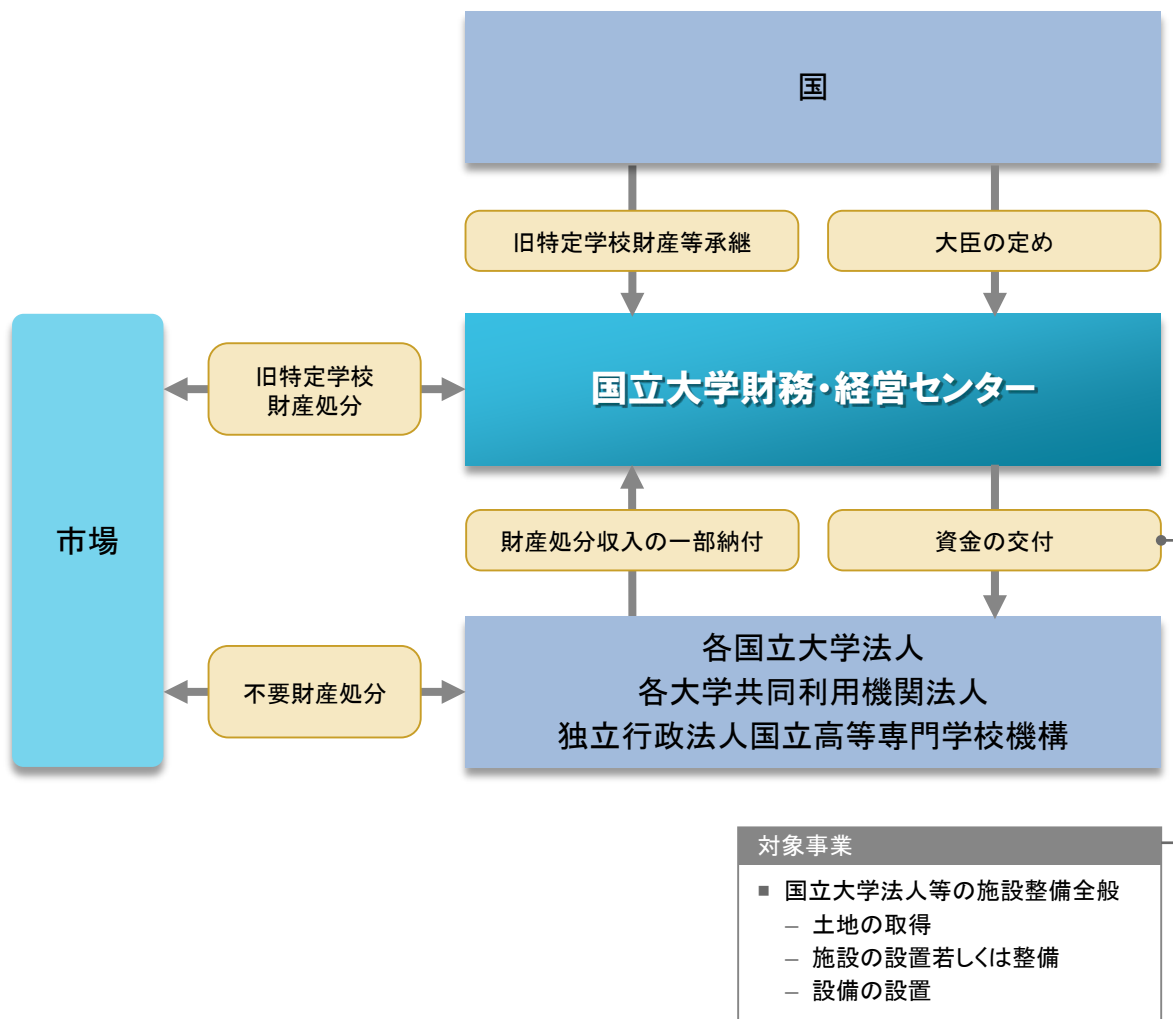
施設費交付事業の仕組み

- 国立大学法人等を対象として、施設整備に必要な資金の交付を行っています
- 国の定める施設整備計画に従い整備を実施するため、交付先は文部科学大臣が定めます
(国の施設整備費補助金を補完するもの)
- 交付財源は、以下の2つです
 - ① 廃止前の国立学校特別会計から承継した特定学校財産・積立金等の財産
 - ② 国立大学法人等の不要財産処分収入の一定割合

区分	種類	承継日	承継額
旧国立学校特別会計の積立金	現金	H16.4.1	72億円
旧国立学校特別会計の特別施設整備資金	現金	H16.4.1	26億円
旧国立学校特別会計の決算剰余金	現金	H16.7.1	229億円
旧特定学校財産	土地等	H16.4.1	297億円
合計			624億円

※ 上記のうち38億円は承継債務の償還に充当

※ 施設費交付事業充当分は、586億円



施設整備勘定の事業内容(7)

4 旧特定学校財産の管理処分

- 旧特定学校財産とは、旧国立学校設置法に規定されていたもので、国立学校財産のうち、移転、施設の高層化等により不要となったもので処分収入額が100億円を超える財産のうち、文部科学大臣が財務大臣と協議して指定した財産です
- 当センターは、国から承継した旧特定学校財産を管理・処分するとともに、得られた収入は当センターが実施する施設費交付事業の財源に充てることとしています

東京大学生産技術研究所跡地
(港区六本木)



- 平成27年12月1日現在 29,974.81㎡
- 共有持分 2,368,679 / 2,997,481 は独立行政法人国立美術館が所有

3. 中期目標と中期計画の概要



中期目標と中期計画の概要(1)

独立行政法人制度においては、主務大臣から法人に対し中期目標を指示することにより、法人が達成すべき業務運営の目標を付与し、法人がこの中期目標に基づいて中期計画を作成し、これに基づいて業務を遂行することとされています

また、中期目標期間の終了時には、中期目標の達成状況について、主務大臣より評価を受けることとなっています

中期目標(主な事項)	中期計画(主な事項)
I 中期目標の期間 5年間(平成26年4月1日～平成31年3月31日) II 業務運営の効率化等に関する事項 ■ センターの行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める ■ 一般管理費(退職手当を除く) 毎事業年度3%以上を削減 ■ その他の事業費(退職手当を除く) 毎事業年度1%以上の業務の効率化 III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. 施設費貸付事業及び施設費交付事業 ■ 文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う 2. 国から承継した財産等の処理 ■ 旧特定学校財産の処分は、公用・公共用優先の原則等を勘案しながら、毎年度その進捗状況を明確にする ■ 国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務の償還等を行う	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 ■ 法人の行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める ■ 一般管理費(退職手当を除く) 毎事業年度3%以上の削減目標を達成する ■ その他の事業費(退職手当を除く) 毎事業年度1%以上の業務の効率化を図る II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 施設費貸付事業及び施設費交付事業 ■ 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う ■ 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う ■ 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う 2. 国から承継した財産等の処理 (1) 旧特定学校財産の管理処分 ■ 東京大学生産技術研究所跡地については、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸与しつつ、売却を進める (2) 承継債務償還 ■ 関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務の償還等を行う

中期目標と中期計画の概要(2)

中期目標(主な事項)	中期計画(主な事項)								
IV 財務内容の改善に関する事項 ■ 予算の効率的な執行に努めるとともに、自己収入の確保に努めること ■ 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直すものとする	III 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 2. 収支計画 3. 資金計画 4. 人件費の削減 ■ 給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともにその検証結果や取組状況を公表する								
	IV 短期借入金の限度額 83億円								
	V 重要な財産を譲渡し、又は担保する計画 ■ 予定なし								
	VI 剰余金の使途 ■ 施設費貸付事業等の業務の改善・質の向上に充てる								
V その他業務運営に関する重要事項 ■ 国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 人事に関する計画 期末の常勤職員数見込み 19人 2. 中期目標の期間を超える債務負担								
	(単位:百万円)								
	<table><tr><th>区分</th><th>中期目標期間小計</th><th>次期以降償還額</th><th>総債務償還額</th></tr><tr><td>長期借入金償還金</td><td>348,796</td><td>726,977</td><td>1,075,774</td></tr></table>	区分	中期目標期間小計	次期以降償還額	総債務償還額	長期借入金償還金	348,796	726,977	1,075,774
区分	中期目標期間小計	次期以降償還額	総債務償還額						
長期借入金償還金	348,796	726,977	1,075,774						

4. 国立大学財務・経営センターの状況について



国立大学財務・経営センターを巡る改革の経緯





国立大学財務・経営センターと大学評価・学位授与機構の統合

1 法人名

- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

2 目的

- 大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資する

3 法律の概要

- 認証評価等により各大学の教育研究活動の改善を図ってきた大学評価・学位授与機構と、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付等を行ってきた国立大学財務・経営センターが統合することにより、大学等の教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に実施することが可能となる
- 新法人は、現在の大学評価・学位授与機構と、国立大学財務・経営センターの業務を引き継ぐものとする（新機構法第16条関係）
- 国立大学財務・経営センターの権利・義務を大学改革支援・学位授与機構に承継する（新機構法附則第2条関係）

4 施行日

- 平成28年4月1日

大学改革支援・学位授与機構の創設(統合する両法人の概要)

国立大学財務・経営センター

【目的】

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付等を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学等における教育研究の振興に資する

【H27年度予算】

運営費交付金約3億円

【組織等】

- ・役員:4名(理事長、理事1、監事2)
- ・職員:19名(H27.12現在)
- ・所在地:千葉県

【業務】

①施設費貸付事業

国立大学法人等に文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行うこと

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
合計	33法人74事業 約390億円	36法人89事業 約521億円	34法人83事業 約535億円	35法人73事業 約618億円	35法人83事業 約565億円

②承継債務償還

旧国立学校特別会計の財政投融资資金からの負債を承継し、附属病院を有する国立大学法人からの負担金をとりまとめ、負債及び利息の償還を一括して行うこと

③施設費交付事業

国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行うこと

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
合計	83法人 約176億円	90法人 約86億円	89法人 約55億円	90法人 約56億円	90法人 約54億円

④旧特定学校財産の管理処分

旧特定学校財産の管理及び処分の促進を図ること

大学評価・学位授与機構

【目的】

教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資する

【H27年度予算】

運営費交付金約15億6千万円

【組織等】

- ・役員:5名(機構長、理事2、監事2)
- ・職員:128名(H27.4現在)
- ・所在地:東京都

【業務】

I 大学評価

大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること(認証評価、国立大学の教育研究評価等)

II 学位授与

学校教育法第104条第4項の規定により、学位を授与すること

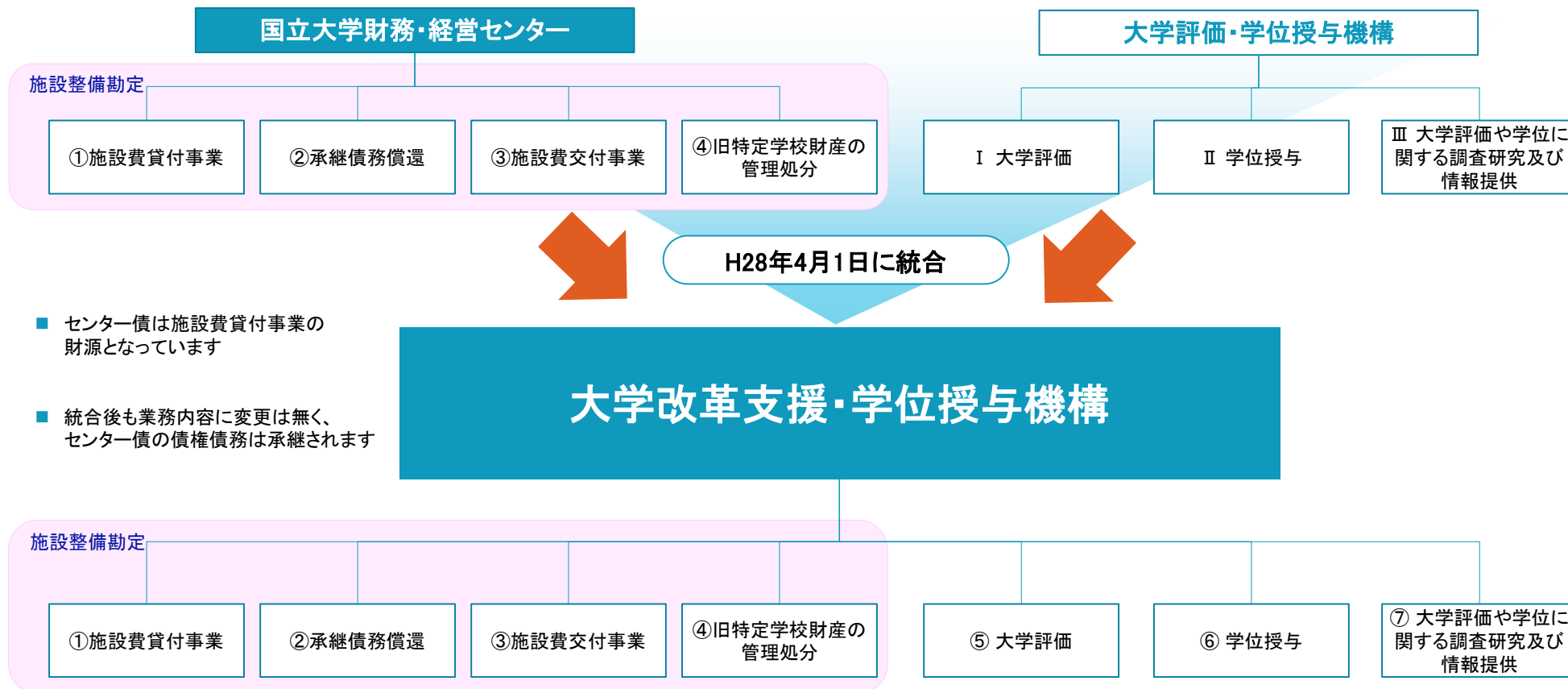
対象	学位の種類	授与実績	累計
短期大学・高等専門学校 卒業生及び専門学校修了者等	学士	2,538人 (H26年度)	43,634人 (H4～26年度)
各省庁大学校の認定課程 修了者	学士・修士・ 博士	1,159人 (H26年度)	25,528人 (H3～26年度)

III 大学評価や学位に関する調査研究及び情報提供

大学評価の手法及び評価指標の研究開発等や、学位の構造・機能と国際通用性に関する調査研究等を行うとともに、諸外国の大学評価に関する情報を収集して、情報提供を行うこと

大学改革支援・学位授与機構の創設(新法人の体制)

新法人は、現在の大学評価学位授与機構と国立大学財務・経営センターの業務を引き継ぐものとされており、当センターの業務、並びにセンター債の債権債務は全て新機構に承継されます(新機構法第16条関係、附則第2条関係)



5. 財務内容





会計処理上の特徴

法定財務諸表

- 当センターの財務諸表は独立行政法人通則法第37条により原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」、独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令等に基づき作成されています
- 当センターではセンター法第14条及び附則第11条第4項に基づき、以下のとおり区分して経理しています
 - ① センター法第14条の規定による区分経理により、センターの運営に必要な経費を一括して経理し、一般勘定としております
 - ② センター法第13条の業務のうち、施設費貸付事業及び施設費交付事業に係る経理、同法第16条に規定する施設費貸付事業に必要な費用に充てるための長期借入金の経理、同法附則第11条に規定する承継債務償還業務の経理及び承継された財産の処分に係る経理を施設整備勘定としております

財務諸表の種類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- キャッシュ・フロー計算書
- 行政サービス実施コスト計算書
- 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- これらの附属明細書

会計監査人

- 監事の監査のほか、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る)及び決算報告書について、会計監査人の監査を受けなければならないとされています

貸借対照表(平成27年3月31日現在)

(単位:百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
資産	1,050	818,414	819,463
流動資産	64	812,518	812,582
固定資産	986	5,896	6,882
負債	70	793,833	793,903
流動負債	64	77,531	77,595
固定負債	6	716,302	716,308
純資産	980	24,581	25,561
資本金	1,372	—	1,372
資本剰余金	△392	—	△392
利益剰余金	0	24,581	24,581

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計が合致しない場合があります。存在しない科目については—としております

損益計算書(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
経常費用	276	18,788	19,064
経常収益	276	16,417	16,693
経常利益	0	△2,371	△2,371
当期純利益	0	△2,371	△2,371
当期総利益	0	0	0
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	-	2,371	2,371

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計が合致しない場合があります。存在しない科目については－としております

- 施設費交付事業に要した経費は、それに見合う収益が無い場合、センター法第15条第4項の積立金を取り崩して充当するという制度設計となっています。このため、仮に費用と収益の差が損失となった場合は、当該損失に相当するセンター法第15条積立金取崩額が計上され、結果的に損益が均衡する仕組みとなっています

キャッシュ・フロー計算書(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
業務活動によるキャッシュ・フロー	△459	19,400	18,940
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2	2,163	2,161
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	△20,665	△20,665
資金増加額	△461	898	437
資金期首残高	521	3,775	4,295
資金期末残高	60	4,672	4,732

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計が合致しない場合があります。存在しない科目については—としております

行政サービス実施コスト計算書(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位:百万円)

科目	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
業務費用	266	2,371	2,637
損益外減価償却相当額	17	—	17
引当外賞与見積額	1	—	1
引当外退職給付増加見積額	6	—	6
機会費用	4	—	4
行政サービス実施コスト	294	2,371	2,665

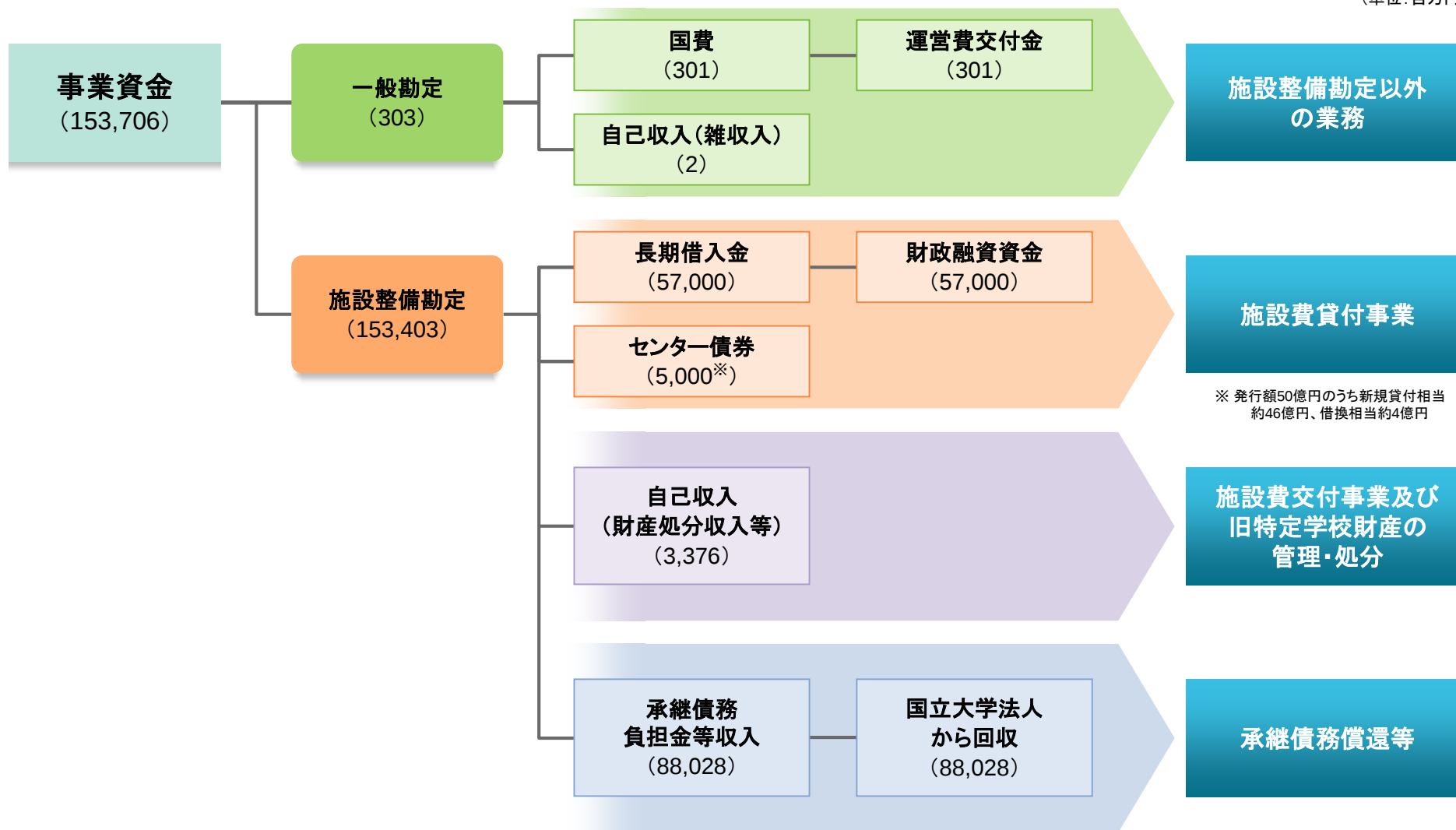
※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計が合致しない場合があります。存在しない科目については—としております

6. 資金調達



資金調達の仕組み(平成27年度予算)

(単位:百万円)



(単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計が合致しない場合があります)



センター債券の特徴／商品性

銘柄	独立行政法人国立大学財務・経営センター債券
発行実績	平成17年度以降毎年50億円発行
発行方針	平成27年度 50億円の独立行政法人国立大学財務・経営センター債券の発行を予算計上
資金の使途	■ センター法第13条第2号に定める施設費貸付事業のうち、国立大学法人の附属病院の医療設備の設置に必要な資金貸付の一部に充当します ■ センター法第16条第2項で定める債券の償還に充当します
格付	AA (R&I) (取得予定)
担保	本債券の債権者は、センター法の定めるところにより、当センターの財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します
BISリスクウェイト	10%
一般債振替制度	本債券は一般債振替制度に対応しています

財投機関債について

独立行政法人国立大学財務・経営センター債券について

- 平成27年度予算においては、50億円の債券発行を計画しています

これまでの 起債実績	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	第 8 回	第 9 回	第 10 回
条 件 決定日	2006年2月8日	2007年1月25日	2008年2月27日	2009年2月5日	2010年2月3日	2011年2月4日	2012年2月3日	2013年2月1日	2014年2月7日	2015年2月6日
払込日	2006年2月20日	2007年2月7日	2008年3月7日	2009年2月25日	2010年2月25日	2011年2月25日	2012年2月29日	2013年2月28日	2014年2月28日	2015年2月27日
償還日	2011年3月18日	2012年3月19日	2013年3月19日	2014年3月20日	2015年3月20日	2016年3月18日	2017年3月17日	2018年3月20日	2019年3月20日	2020年3月19日
総 額	50億円	50億円	50億円	50億円	50億円	50億円	50億円	50億円	50億円	50億円
年 限	5年	5年	5年	5年	5年	5年	5年	5年	5年	5年
利 率	1.08%	1.35%	1.20%	1.16%	0.679%	0.672%	0.464%	0.239%	0.269%	0.152%
発行価格	99.96	100.00	99.99	99.98	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
応 募 者 利 回 り	1.088%	1.350%	1.202%	1.164%	0.679%	0.672%	0.464%	0.239%	0.269%	0.152%
J G B スプレッド	国債+8bp	国債+14bp	国債+21bp	国債+35bp	国債+12bp	国債+9bp	国債+12bp	国債+8bp	国債+7bp	国債+5bp
格付け (R & I)	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	AA	AA	AA	AA

※ 格付け(R&I)については、各起債時点のものであり、現在の格付けは“AA”となっております

独立行政法人 国立大学財務・経営センター

■ 総務部 施設助成課

TEL : 03-4212-6137

FAX : 03-4212-6600

E-mail : finance@zam.go.jp

URL : <http://www.zam.go.jp/>

■ 東京連絡所 : 東京都千代田区一ツ橋2丁目1番2号 学術総合センター10階

本資料は債券発行を行うに際し、参考となる情報の提供のみを目的としたものであり、投資判断の参考となる情報の提供および投資勧誘を目的としたものではありません

債券への投資をご検討される場合には、当該債券の発行にあたり作成される債券内容説明書およびその他入手可能な直近の情報などをご確認頂き、投資家の皆様のご自身の責任でご判断くださいますようお願い申し上げます